

ほっかいどう きんきゅう じ たい そ ち
北海道での 緊急事態措置

そ ち たい さく と く
※措置(対策、取り組みのこと)

ねん がつ にち
2021年5月15日

内容

国が緊急事態措置をする市、町、村が増えました。これ以上、新型コロナウイルスが広がらないように、人と人が会うことを今よりもっと少なくする必要があります。北海道に住む人へ協力をお願いします。

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条・第24条)

北海道すべての市、町、村で対策をします。特定措置区域は、さらに強い対策をします。

対象

特定措置区域（強い対策をする市、町、村）

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

措置区域（対策する市、町、村）

特定措置区域ではない市、町、村（北海道すべて）

いつまで

2021年5月16日(日)～5月31日(月)

とく てい そ ち く いき
特定措置区域

ほっかいどう す ひと ひと ねが
【北海道に住んでいる人、いる人へのお願い】

とくてい そ ちく いき
特定措置区域
さつほろし えべつし ちとせし えにわし きたひろしまし いしかりし とうべつちよう
札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、
しんしのつむら おたるし あさひかわし
新篠津村、小樽市、旭川市

いつまで ねん がつ にち にち がつ にち げつ
2021年5月16日(日)～5月31日(月)

そと で
(外へ出かけるとき)

- ◆必要^{ひつよう}なとき※以外^{いがい} 出^でかけない。特に^{とく}午後^{ごご}8時^じを過ぎ^{すぎ}たら、外^{そと}へ出^でない。
さらに、日中^{にちちゆう}、週末^{しゆうまつど}(土^ど・日曜日^{にちようび})も 外^{そと}へ出^でかけない。(特措法^{とくそほう}第45条^{だい}第1項^{じようだいこう})
※必要^{ひつよう}なとき: 病院^{びやういん}などへ行^いくとき、食料^{じョくりよう}・薬^{くすり}・生活^{せいかつ}に必要な^{ひつよう}ものを買^かうとき、仕事^{しごと}へいく必要^{ひつよう}があるとき、外^{そと}での運動^{うんどう}や散歩^{さんぽ}など、生活^{せいかつ}や健康^{けんこう}に必要な^{ひつよう}ことをするときそして、必要^{ひつよう}なときでも、人^{ひと}がたくさんいる場所^{ばしょ}や時間^{じかん}は 行^いかないください。
◆必要^{ひつよう}なとき以外^{いがい}、他^{ほか}の都府県^{とふけん}へ行^いかない。特に「緊急^{きんきゆう}事態^{じたい}が出^でている場所^{ばしょ}」へは行^いかない
(特措法^{とくそほう}第45条^{だい}第1項^{じようだいこう})

の た みせ
(飲んだり食べたりするとき) ※飲食店^{いんしよくてん}(飲んだり食べたりできる店^た)

- ◆うつらない・ひろげないように してい^{いんしよくてん}ない飲食店^{じかん}や 時間^{まも}を守^{いんしよくてん}っていない飲食店^{はい}には 入^{はい}らない(特措法^{とくそほう}第45条^{だい}第1項^{じようだいこう})
◆外^{そと}・公園^{こうえん}で 大人数^{おおにんずう}でお酒^{さけ}を飲^のむなど、うつる・ひろがる行^{こうどう}動^{どう}をしな
(特措法^{とくそほう}第45条^{だい}第1項^{じようだいこう})
◆一^{いっしょ}緒^{しょ}に住^すんでいない人^{ひと}と 飲^のんだり 食^たべたりしない(特措法^{とくそほう}第24条^{だい}第9項^{じようだいこう})

ねが
お願いの
ないよう
内容

いんしよくてん ねが
【飲食店などへのお願い】

いつ

がつ 16日(日)~5月31日(月)

ねが
お願い
する店

・飲食店 (家へ届けたり・持って帰ることはできます)

・「食品衛生法の飲食店営業許可」を受けているバー、カラオケボックス、結婚式

【お酒やカラオケがある飲食店(お酒の持って行って飲むことができる飲食店を含む)】

ただし、お酒類を出したり、カラオケができないようにする場合は、【それ以外の飲食店】と同じです)

◆休みにする (特措法第45条2項)

【それ以外の飲食店(家へ届けたり、もってかえることを除く)】

◆営業する時間は 5時から20時まで(特措法第45条第2項)

◆うつらない・ひろげないために 次(つき)のことをします。(特措法第45条第2項)

・店で働く人たちの検査をできるだけおこなう・入る人がうつらないように整理したり、案内する

・熱がある人、具合の悪い人などは入ることができないようにする

・手や指を消毒する場所をつくる・つかっている場所を消毒する

・マスクをすること、感染をひろげないために行っているとりくみを知らせる

・理由がないのにマスクをしない人が店などに入ることや、中にいることはできないようにする

・建物の空気をいれかえる・アクリル板などを置く。人と人が間をあけて、うつらないようにする

◆「業種別(それぞれの場所での)ガイドライン」を守ってください。(特措法第24条第9項)

◆結婚式場では、飲食店と同じお願いに従ってください。また、できるだけ短い時間(1.5時間以内)で、少

ない人数(50人または50%の人数、どちらで少ない人数)で行うこと(協力のお願い)

※お願いに協力した事業者には、支援金を支給【調整中】

【飲食店等への協力金の国の基準額】

ちゆうしやうきぎやう 1日あたりの売上高に応じて 4万円~10万円 大企業:1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

期間

5月16日(日)～5月31日(月)

※ 5月16日から5月17日までは周知期間とし、遅くとも5月18日から適用する。具体的には周知期間終了時点(5月17日)までに販売されたチケットについては、収容率50%以内であれば、5,000人を超え、また21時を超えた場合でもキャンセル不要とする(札幌市除く)。ただし、5月18日以降、人数上限5,000人又は収容率50%のいずれかを超過するチケットの新規発売は停止する。

人数上限 及び 収容率

○人数上限5,000人 かつ 収容率50% (特措法第24条第9項)
※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催も検討する (特措法第24条第9項)

要請・ 協力依頼 内容

- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼)
- ◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の3密及び飲食を回避する方策の徹底(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCoA)・北海道コロナ通知システムの導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する(特措法第24条第9項)

【事業者への要請・協力依頼】

き かん
期 間

がつ にち にち がつ にち げつ
5月16日(日)～5月31日(月)

ようせい
要請・
協力依頼
内容

しよくば しゅっきん ざいたくきんむ かつよう きゅうかしゆとく そくしんどう
◆職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、
しゅっきんしゃすう わり さくげん めざ きょうりょくいらい
出勤者数の7割削減を目指す(協力依頼)

しよくば しゅっきん ばあい じさしゅっきん じてんしゃ つうきんどう ひと せつしよく ていげん とりくみ
◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組
きょうりょく すいしん きょうりょくいらい
を強力に推進する(協力依頼)

じいこう ふよう ふきゅう がいしゆつ じしゆく てつてい ふ じぎょう けいぞく ひつよう ば
◆20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場
あい のぞ じ いこう きんむ よくせい きょうりょくいらい
合を除き、20時以降の勤務を抑制する(協力依頼)

ぎょうしゆべつ じゆんしゆ とくそほうだい じょうだい こう
◆業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)

きゅうけい ばしょ しょくじ ばしょ しよくば かんせん たか ばしょ さいてんけん
◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する
(特措法第24条第9項)

しゅよう かんこう しせつ どう はん か がい おくがい こうこく じ いこう や
◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜
かん しょうとう きょうりょくいらい
間消灯する(協力依頼)

【交通事業者への協力依頼】

き かん
期 間が づ に ち に ち が づ に ち げ づ
5月16日(日)~5月31日(月)

きょうりよくいらい

協力依頼
内容し えい こうつう ちかてつ し でん しゅうでん くり あ しゅう おおどおり えき
◆市営交通(地下鉄・市電)における終電の繰上げや主要ターミナル(大通駅、さつえき けんおん じっし きょうりよくいらい
ぽろ駅)における検温を実施する(協力依頼)ほか こうつう じぎょうしゃ さいしゅうびん くり あ とう たいおう けんとう きょうりよくいらい
◆他の交通事業者においても最終便の繰上げ等の対応を検討する(協力依頼)

き かん
期 間

がつ にち にち がつ にち げつ
5月16日(日)~5月31日(月)

ようせい ないよう
要請内容

- ◆**衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する(特措法第24条第9項)**
えいせい かんり れいわ かいいてい もと がっこうきょういっかつどう がくせいりょう
かんせん ぼうし たいさく てってい とくそほう たい じょうだい こう
- ◆**学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を中止、延期、縮小する(特措法第24条第9項)**
がっこうぎょうじ うんどうかい たいいくさい しゅうがくりょこう しゅくはくがくしゅうどう ちゅうし えんき しゅくしょう
とくそほうだい じょうだい こう
- ◆**高等学校・特別支援学校では、分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習を実施する(5月18日~)(特措法第24条第9項)**
こうとうがっこう とくべつ しえん がっこう ぶんさんとうこう がくしゅう く あ
がくしゅう じっし がつ にち とくそほうだい じょうだい こう
- ◆**部活動について、学校が必要と判断する場合(※)を除き、原則休止する(特措法第24条第9項)**
ぶ かつどう がっこう ひつよう はんだん ばあい のぞ げんそくきゅうし
ぐたいてき じゅうぶんな かんせんたいさく こう たいかい どう さんか およ とうがい たいかいとう
さんか む れんしゅう がっこう ひつよう はんだん ばあい たいかい どう さんか さんか む
れたしゅう ひつよう げんせん
◆**大学、専門学校等では原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する(特措法第24条第9項)**
だいがく せんもんがっこう とう げんそく じゅぎょう こんなん ばあい ぶんかつ
じゅぎょう だいきょうしつ かつよう じっし みつ かいひ とくそほうだい じょうだい こう

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①休業・営業時間の短縮を要請する施設】

き かん 期 間	がつ にち にち がつ にち げつ 5月16日(日)～5月31日(月)				
	しせつ しゅるい 施設の種類	うちわけ 内訳	ようせい きょうりょく いらい ないよう 要請・協力依頼内容		
			1,000㎡をこえる	1,000㎡を こえない	
	しょうぎょうしせつ 商業施設	だいきぼ こうりてん 大規模小売店、 ひゃつかてん ショッピングセンター、百貨店 など (生活必需物資を除く)	◆平日、営業時間20時まで 土日祝日 休業 (特措法第24条第9項) ※大規模小売店、ショッピン グセンター、百貨店などの うち、生活必需物資を除く		◆営業時間は20時まで (協力依頼) ※大規模小売店、ショッピン グセンター、百貨店などの うち、生活必需物資を除く
	つんどう ゆづぎしせつ 運動・遊技施設	スポーツクラブ、パチンコ屋、 ゲームセンター など	◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店 内持込を含む)を行わない(協力依頼)		
ゆうきょうしせつ 遊興施設	せい ふうぞく てん かちうま とうひょうけん はんばいじよ 性風俗店、勝馬投票券発売所、 じょうがい ば (しゃ・ふな) けん うりば 場外馬(車・舟)券売場 など	◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条 第9項)			
さーびすぎょう サービス業	せんとう スーパー銭湯、エステサロン など(生活必需サービスを除く)	◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周 知する(協力依頼)			

※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく休業及び営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】

【大規模施設に対する協力金の国の基準額】

大規模施設 20万円 × 面積 / 1,000㎡ × 営業時短割合

テナント 2万円 × 面積 / 100㎡ × 営業時短割合

※ 営業時間に占める時短の時間の割合

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②イベントに準じた取扱いを要請する施設】

期間

5月16日(日)～5月31日(月)

要請・協力依頼内容

施設の種別	内訳	要請・協力依頼内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウム など	◆ 人数上限5,000人かつ収容率50%以内(特措法第24条第9項) ◆ (1,000㎡超の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(特措法第24条第9項)
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	◆ (1,000㎡以下の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(協力依頼)
ホテル・旅館	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る)	◆ 入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆ 整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼) ◆ 酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼)
運動施設、遊技施設	野球場、陸上競技場、テーマパーク、遊園地 など	◆ 映画上映はイベント同様に扱い、21時とする(特措法第24条第9項) ◆ 人数上限5,000人かつ収容率50%以内(特措法第24条第9項) ◆ (1,000㎡超の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(特措法第24条第9項)
博物館等	博物館、美術館 など	◆ (1,000㎡以下の施設)20時までの時短(イベント開催は21時まで)(協力依頼) ◆ 入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆ 整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼) ◆ 酒類の提供(利用者による酒類の持込を含む)を行わない(協力依頼)
結婚式場	結婚式場	◆ 飲食店と同様の要請に従うこと(特措法第45条第2項) ◆ できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人または50%のいずれか小さい方)で開催すること(協力依頼)

※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】

【大規模施設(1,000㎡超)に対する協力金の国の基準額】大規模施設 20万円×面積/1,000㎡×営業時短割合 テナント 2万円×面積/100㎡×営業時短割合

※ 営業時間に占める時短の時間の割合

いんしよくてん どう いがい しせつ ようせい きょうりよく いらい
【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼③】

きかん
期間

がつ にち にち がつ にち げつ
5月16日(日)～5月31日(月)

たいしやう しせつ
対象施設

ようせい きょうりよく いらい
要請・協力依頼

ほいいくしよ かいご ろうじん ほけん しせつ
**保育所、介護老人保健施設
 等の社会福祉施設など**

かんせん たか かつどう どう せいげん きょうりよくいらい
・感染リスクの高い活動等の制限(協力依頼)

そう さい じやう
葬祭場

さか(さけ)るいていきやう り よう しゃ さけ(さか)るい もちこみ ふく おこな きょうりよくいらい
・酒類提供(利用者による酒類の持込を含む)を行わない(協力依頼)

と しょ かん
図書館

にゆうじやう しゃ せい り ゆうどう どう てつてい とくそほうだい じやうだい こう
・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)

ネットカフェ、マンガ喫茶、銭湯、
 理容店、質屋、貸衣装屋、ク
 リーニング店など

にゆう じやう しゃ せい り ゆう どう どう てつてい とくそほうだい じやうだい こう
・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)
 てん ぼ いんしゆ さけ(さか)るいていきやう り よう しゃ さけ(さか)るい もちこみ
**・店舗での飲酒につながる酒類提供(利用者による酒類の持込を
 含む)及びカラオケ設備の使用自粛(協力依頼)**

じ どう しゃ きやう しゆう じよ がく しゆう じゆく
自動車教習所、学習塾など

かつやう どう はたら きょうりよくいらい
オンラインの活用等の働きかけ(協力依頼)

こうりつ しせつ
公立施設

どう りつ し せつ およ し ちやう せん りつ しせつ げんそく きゆうかん
◆道立施設及び市町村立施設は、原則、休館とする。

そ ち く いき
措置区域

ほ っ か い どう す ひ と ひ と ね が
【北海道に住んでいる人、いる人へ お願い】

いつまで

ね ん が つ に ち に ち が つ に ち げ つ
2021年5月16日(日)～5月31日(月)

そ と で
(外へ出かけるとき)

ひ つ よ う い が い で と く ご ご じ す そ と で
◆必要なとき※以外 出かけない。特に午後8時を過ぎたら、外へ出ない。

に っ ち ゅ う し ゅ う ま つ ど に ち ょ う び そ と で と く そ ほ う だ い じ ょ う だ い こ う
さらに、日中、週末(土・日曜日)も 外へ出かけない。(特措法第24条第9項)

ひ つ よ う び ょ う い ん へ い し ゃ り よ う く す り せ い か つ ひ つ よ う じ こ と へ い く ひ つ よ う が あ る と き そ と の う ん だ ゅ う さ ん ぽ
※必要なとき: 病院などへ行くとき、食料・薬・生活に必要なものを買うとき、仕事へいく必要があるとき、外での運動や散歩
な ど、生活や健康に必要なことをするときそして、必要なときでも、人がたくさんいる場所や時間は 行かないください。

ひ つ よ う い が い ほ か と ふ け ん い と く き ん き ゅ う じ た い で ば し ょ い
◆必要なとき以外、他の都府県へ行かない。特に「緊急事態が出ている場所」へは行かない

と く そ ほ う だ い じ ょ う だ い こ う
(特措法第24条第9項)

の た い ん し ゃ く て ん の た み せ
(飲んだり食べたりするとき) ※飲食店(飲んだり食べたりできる店)

い ん し ゃ く て ん じ か ん ま も い ん し ゃ く て ん へ い
◆うつらない・ひろげないように していない飲食店や 時間を守っていない飲食店には 入ら
い(特措法第24条第9項)

も く し ゃ く は な し た し ゃ く じ に ん す く に ん ず う み じ か じ か ん さ け
◆「黙食(話をしないで食べる)」をする(食事は4人より少ない人数、短い時間で、お酒をたく
さん飲まない、大声を出さない、会話の時はマスクをつける)(特措法第24条第9項)

そ と こ う え ん お お に ん ず ゅ さ け の こ う だ ゅ と く そ ほ う だ い じ ょ う だ い こ う
◆外・公園で 大人数でお酒を飲むなど、うつる・ひろがる行動をしない(特措法第24条第9項)

ね が
お願いの
ないよう
内容

いんしょくてん と う ようせい
【飲食店等への要請】

き かん
期 間

が っ に ち に ち が っ に ち げ っ
5月16日(日)~5月31日(月)

たいしょうしせつ
対象施設

〔飲食店〕 飲食店(宅配・テイクアウトを除く)
〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

ようせいないう
要請内容

えいぎょう じかん じ じ とくそほうだい じょうだい こう
◆営業時間は5時から20時まで(特措法第24条第9項)

さけ(さか)るい ていきょう りようしゃ さかるい てんない もちこみ みと いんしょくてん ふく
◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)は
11時から19時まで(特措法第24条第9項)

ぎょうしゅ べつ じゆんしゅ とくそほうだい じょうだい こう
◆業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)

ようせい きょうりよく じぎょうしゃ しえんきん しきゅう ちょうせいちゆう
※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】

いんしょくてん たい きょうりよくきん くに きじゆんがく
【飲食店等に対する協力金の国の基準額】

ちゅうしょうきぎょう に ち うりあげだか おう まんえん まんえん だいきぎょう に ち うりあげだか げんしょうがく おう さいだい まんえん
中小企業:1日あたり売上高に応じて 2.5万円~7.5万円 大企業:1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

期 間 5月16日(日)～5月31日(月)

※ 5月16日から5月17日までは周知期間とし、遅くとも5月18日から適用する。具体的には、周知期間終了時点(5月17日)までに販売されたチケットについては、5,000人を超え、また21時を超えた場合でもキャンセル不要とする。ただし、5月18日以降、人数上限5,000人を超えるチケットの新規販売は停止する。

人数上限 ○人数上限5,000人
および
収容率 ○収容率 (特措法第24条第9項)
 [100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(※1)
 [50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※2) (特措法第24条第9項)

※1 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。)

※2 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請・協力依頼内容

- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)は19時まで(協力依頼)
- ◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の3密及び飲食を回避する方策の徹底(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCOA)・北海道コロナ通知システムの導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する(特措法第24条第9項)

期間

5月16日(日)～5月31日(月)

要請・協力依頼内容

職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す(協力依頼)

職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する(協力依頼)

20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する(協力依頼)

業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)

休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する(特措法第24条第9項)

主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する(協力依頼)

交通事業者においては、感染防止対策を一層徹底する(協力依頼)

1,000m超の集客施設については、営業時間の短縮や酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛について検討する(協力依頼)

き かん
期 間

が がつ くに ち にち がつ くに ち にち げ げつ
5月16日(日)～5月31日(月)

ようせい ないよう
要 請 内 容

- ◆**衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する(特措法第24条第9項)**
- ◆**学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を中止、延期、縮小する(特措法第24条第9項)**
- ◆**部活動について、学校が必要と判断する場合(※)を除き、原則休止する(特措法第24条第9項)**
- ※**具体的には、十分な感染症対策が講じられている大会やコンクール等への参加及び当該の大会等への参加に向けた練習について、学校が必要と判断した場合(大会・コンクール等への参加や参加に向けた練習は、必要なものに厳選)**
- ◆**大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する(特措法第24条第9項)**

こうりつ しせつ
公 立 施 設

- ◆**道立施設は、原則、休館とする。**
- ◆**市町村立施設は、感染状況や施設の目的を踏まえて、順次休館等を検討する(協力依頼)**